

新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた対応について

令和4年2月8日

総務省消防庁・国土交通省住宅局

新宿区歌舞伎町ビル火災を受けた対応

火災概要

- 1 発生日時：平成13年9月1日 午前1時01分（覚知）
- 2 火災建物：地下2階地上5階建て
建築面積83㎡、延べ面積516㎡
耐火建築物（S造・一部RC造）
複合用途
昭和59年（1984年）着工 ※階段は1つ
- 3 火災原因等：屋内階段に隣接する3階エレベーターホール付近から出火
（放火の疑い）
- 4 火災被害：死者44名 負傷者3名
焼損床面積160㎡（3階部分80㎡、4階部分80㎡）



被害拡大要因

- 4階部分は「キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー」の用途に該当する可能性が高く、この場合には2以上の直通階段の設置等が必要だが、当該建築物には屋内階段が1つ設置されていたのみで、二方向避難が確保されていなかった。
- 避難経路である屋内階段に可燃物が大量に置かれていたため、延焼拡大の要因となり、避難経路が断たれた。
- 火災による火煙の流入を防止する防火戸が、有効に閉鎖しなかったため、3階及び4階の店舗内に火煙が急激に流入し、被害が拡大した。
- 3階・4階に設置された非常用進入口に代わる進入口が屋外側から広告板で覆われており、救助活動上の支障となった。

新宿区歌舞伎町ビル火災を受けた対応

検討会等

○火災の発生を受け、以下の検討会を設置し、必要な対応について検討

- ・小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会（消防庁）
- ・小規模雑居ビルの建築防火安全対策検討委員会（国交省）

検討後の主な対応

（消防庁）

- 1 避難上必要な施設（階段、廊下、避難口）に物品が放置されないよう管理することの義務付け（消防法の改正）
- 2 避難上支障のある物品を除去するよう命令できる権限を消防吏員に付与（消防法の改正）
- 3 地上へ通ずる階段が1つしかない雑居ビルに対し、自動火災報知設備の設置を義務付け（消防法施行令の改正）

（国交省）

- 1 「キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー」以外の新たな形態の風俗関係用途に対しても2以上の直通階段の設置等を義務付け（建築基準法施行令の改正）
- 2 キャバレー、遊技場、公衆浴場、料理店等の用途に用いられる建築物についての定期調査報告対象の指定のあり方についての見直し検討を特定行政庁に要請
- 3 3階以上の階を風俗営業を営む店舗や飲食店等の用途に供する等の建築物を対象に重点査察を実施